

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校)に係る個人情報保護評価書 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高知県教育委員会

公表日

令和8年1月23日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	中間サーバー(中間サーバー・プラットフォーム)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・符号と団体内統合宛名番号を紐付け、その情報を保管し、管理する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の記録を生成、保管する。 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(都道府県サーバ部分の機能)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、各市町村の住民基本台帳ネットワークシステムと住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡し役を担うコンピュータ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、地方公共団体情報システム機構が全国の本人確認情報を保持するサーバ(全国サーバ)に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ・都道府県の執行機関による住民基本台帳法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 ・法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ・全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ・代表端末または業務端末において入力された個人番号又は基本4情報の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム5	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム6～10

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <small><選択肢></small> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高知県教育委員会事務局 高等学校課
②所属長の役職名	高等学校課長 麻植 隆久
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	高知県内の公立高等学校に在学する生徒の保護者等
その必要性	就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の家庭の所得情報を照会する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・5情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本5情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。 ○生活保護・社会福祉関係情報 保護者等の生活保護関係情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月
⑥事務担当部署	高知県教育委員会事務局 高等学校課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村、都道府県) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (学校、地方公共団体情報システム機構)								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	申請者である生徒が、就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するか審査を行う必要があるため。								
④使用の主体	使用部署	高知県教育委員会事務局 高等学校課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。								
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。 							
⑥使用開始日	平成31年4月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> () 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1									
①委託内容									
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名									
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									
委託事項2～5									
委託事項6～10									
委託事項11～15									
委託事項16～20									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [O] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	高等学校課のキャビネット(施錠)。 ※アクセス権限者のみが取扱い可。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒の生年月日
- ・生徒の住所
- ・保護者等の連絡先
- ・生徒が在学する学校の名称
- ・学校種・課程
- ・学校の在学期間
- ・取得単位数
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・生徒との続柄
- ・課税先の市町村
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の統合宛名番号
- ・保護者等の地方税に関する情報(課税所得額(課税標準額)・市町村民税の調整控除額・市町村民税所得割額・道府県民税所得割額・市町村民税均等割額・配偶者控除等該当区分・総所得金額等・合計所得金額)
- ・保護者等の生活保護に関する情報
- ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○学校からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の入手時には、申請者である生徒及びその保護者等に対して、個人番号の利用目的を明示し、本人より同意を得る。 <p>○地方公共団体情報システム機構からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構は、使用目的が法令に基づくものである場合に限り提供を行う。また、特定個人情報の入手は、地方公共団体情報システム機構と都道府県の教育委員会／知事部局双方のシステム間で行うため、国民・住民に負担を負わせるものではない。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>○学校からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の入手時には、申請者である生徒及びその保護者等に対して、個人番号の利用目的を明示し、本人より同意を得る。 <p>○地方公共団体情報システム機構からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構は、使用目的が法令に基づくものである場合に限り提供を行う。また、特定個人情報の入手は、地方公共団体情報システム機構と都道府県の教育委員会／知事部局双方のシステム間で行うため、国民・住民に負担を負わせるものではない。 <p>2 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>○学校からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者である生徒が、個人番号関係事務実施者(番号法第9条第3項)として、保護者等本人のマイナンバーカードの写しであることを確認する。 ・生徒本人の個人番号を提出する場合(保護者等が不在の場合など)で、学校が入学時の提出書類等で本人であることを確認を行っている場合には、学校担当者が知覚することにより生徒本人の身元(実在)を確認する。 <p>○地方公共団体情報システム機構からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第8条の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が個人番号を生成しているため、入手元(地方公共団体情報システム機構)において、特定個人情報が本人のものであることは担保されている。 <p>3 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>○学校からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請は学校を通じて行うこととしているため、提出書類は専用封筒に封入し、生徒または代理人が学校に持参する。学校では、教職員が受理した専用封筒を事務室に持込み、事務室内で開封の上、高知県教育委員会に提出するまでの間、施錠可能な書庫等に保管する。 ・学校から高知県教育委員会への申請書等の提出は、学校の取扱者が持参する、若しくは追跡可能な方法により送付する等により確実にしている。 ・高知県教育委員会に提出された申請書等は、施錠可能な書庫等にて保管し、利用事務に携わる者以外の者が取り出したり、閲覧できないよう適切に管理している。 <p>○地方公共団体情報システム機構からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体情報システム機構より特定個人情報を入手する際は、必要な情報のみ取得するようシステムで制御を行うとともに、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワークを利用し、機密性を確保する。 ・特定個人情報を照会できる職員を必要最小限に限定し、漏えい・紛失のリスクを軽減する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムには、個人番号を利用した就学支援金事務に必要なとなる最小限の情報(保護者等の個人番号、宛名番号、基本4情報等)及び情報提供ネットワークシステムや地方公共団体情報システム機構より取得した課税情報を記録するとともに、システムにアクセスできる職員を必要最小限に限定することにより、目的を超えた紐付け、事務に必要な無い情報との紐付けを防止する。 ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを登録する。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><就学支援金事務処理システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金事務処理システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与している。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。 <p><団体内統合宛名システム></p> <p><住民基本台帳ネットワークシステム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全てのシステム利用者に発行するユーザID及び、登録された各利用者の生体情報とパスワードでログイン認証を行う。なお、共用のユーザIDは使用しない。 ・全てのシステム利用者に、各人が取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限(アクセス権限)の有無を決定する。 ・アクセス権限を付与するシステム利用者は必要最小限に限定する。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは、速やかに抹消する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><就学支援金事務処理システム> ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを電子媒体を利用したファイル連携により登録する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・中間サーバーへの情報照会依頼の登録に当たっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。 ・情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。 ・「ログ管理機能」により、いつ、誰が、どのような操作を行ったか、証跡をログとして残している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①事故発生時手順の策定・周知	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">その内容</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再発防止策の内容</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	その内容		再発防止策の内容		
その内容					
再発防止策の内容					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>				
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁 高知県総務部 法務文書課（電話番号 088-823-9156）
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県教育委員会事務局 高等学校課（電話番号 088-821-4851）
②対応方法	問い合わせを受けた際には、対応内容について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年1月9日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時)</p> <p>②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出</p> <p>③保護者等の個人番号のデータ化</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定</p> <p>⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知</p> <p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施</p>	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時)</p> <p>②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出</p> <p>③保護者等の個人番号のデータ化</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定</p> <p>⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知</p> <p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①～⑥を実施</p> <p>※生徒が引き続き同一の学校・課程に在籍している場合で、保護者等のマイナンバーカードの写しを提出したことがあり、かつ当該保護者等について変更がない場合は、②を省略可能</p>	事前	
令和2年8月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高等学校課長 竹崎 実	高等学校課長 濱川 智明	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	I 基本情報 (別添1)特定個人情報ファイル 記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・生徒との続柄 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・生徒との続柄 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の地方税に関する情報(課税所得額(課税標準額)・市町村民税の調整控除額・市町村民税所得割額・道府県民税所得割額・市町村民税均等割額・配偶者控除等該当区分) ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	事前	
令和2年8月31日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁 高知県総務部 文書情報課 (電話番号 088-823-9156)	〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁 高知県総務部 法務文書課 (電話番号 088-823-9156)	事前	
令和3年11月16日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	事前	番号法第19条改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更
令和3年11月16日	V 評価実施手続 ①実施日	2020/8/24	2021/11/16	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時)</p> <p>②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出</p> <p>③保護者等の個人番号のデータ化</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定</p> <p>⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知</p> <p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月上記①～⑥を実施</p> <p>※生徒が引き続き同一の学校・課程に在籍している場合で、保護者等のマイナンバーカードの写しを提出したことがあり、かつ当該保護者等について変更がない場合は、②を省略可能</p>	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入時等)</p> <p>②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出</p> <p>③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る)</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定</p> <p>⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知</p> <p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施</p> <p>※生徒が引き続き同一の学校・課程に在籍している場合で、保護者等のマイナンバーカードの写しを提出したことがあり、かつ当該保護者等について変更がない場合は、②を省略可能</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金の支給に関する法律等に基づき、都道府県の教育委員会／知事部局が学校に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 <p>※高知県教育委員会が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金の支給に関する法律等に基づき、都道府県の教育委員会／知事部局が学校に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報等照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 <p>※高知県教育委員会が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p>	事前	
令和4年3月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <input type="checkbox"/>個人情報 <input type="checkbox"/>個人番号対応符号 <input type="checkbox"/>その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input type="checkbox"/>4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input type="checkbox"/>連絡先(電話番号等) []その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <input type="checkbox"/>国税関係情報 <input type="checkbox"/>地方税関係情報 []健康・医療関係讓歩 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/>生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 []年金関係情報 <input type="checkbox"/>学校・教育機関情報 []災害関係情報 <input type="checkbox"/>その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <input type="checkbox"/>個人情報 <input type="checkbox"/>個人番号対応符号 <input type="checkbox"/>その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input type="checkbox"/>4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input type="checkbox"/>連絡先(電話番号等) []その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <input type="checkbox"/>国税関係情報 <input type="checkbox"/>地方税関係情報 []健康・医療関係讓歩 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/>生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 []年金関係情報 <input type="checkbox"/>学校・教育機関情報 []災害関係情報 <input type="checkbox"/>その他 		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	<p>○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報： 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。</p> <p>○連絡先等情報 ・4情報： 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。</p> <p>○業務関係情報 ・地方税関係情報： 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報： 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。</p>	<p>○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報： 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。</p> <p>○連絡先等情報 ・4情報： 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。</p> <p>○業務関係情報 ・地方税関係情報： 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報： 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。</p> <p>○生活保護・社会福祉関係情報 保護者等の生活保護関係情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。</p>	事前	
令和4年3月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	<p>[○]本人又は本人の代理人 []評価実施期間内の他部署 []行政機関・独立行政法人等 [○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町村) []民間事業者 [○]その他 (学校、地方公共団体情報システム機構)</p>	<p>[○]本人又は本人の代理人 []評価実施期間内の他部署 []行政機関・独立行政法人等 [○]地方公共団体・地方独立行政法人(市区町村、都道府県) []民間事業者 [○]その他 (学校、地方公共団体情報システム機構)</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・生徒との続柄 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の地方税に関する情報(課税所得額(課税標準額)・市町村民税の調整控除額・市町村民税所得割額・道府県民税所得割額・市町村民税均等割額・配偶者控除等該当区分) ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒氏名 ・生徒氏名(ふりがな) ・生徒の生年月日 ・生徒の住所 ・保護者等の連絡先 ・生徒が在学する学校の名称 ・学校種・課程 ・学校の在学期間 ・取得単位数 ・保護者等の氏名 ・保護者等の氏名(ふりがな) ・生徒との続柄 ・課税先の市町村 ・保護者等の個人番号 ・保護者等の統合宛名番号 ・保護者等の地方税に関する情報(課税所得額(課税標準額)・市町村民税の調整控除額・市町村民税所得割額・道府県民税所得割額・市町村民税均等割額・配偶者控除等該当区分・総所得金額等・合計所得金額) ・保護者等の生活保護に関する情報 ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報 	事前	
令和4年8月26日	I 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	高等学校課長 濱川 智明	高等学校課長 並村 一	事前	
令和4年8月26日	V 評価実施手続 ①実施日	2021/11/16	2022/8/26	事前	
令和5年8月30日	V 評価実施手続 ①実施日	2022/8/26	2023/8/30	事前	
令和6年10月31日	V 評価実施手続 ①実施日	2023/8/30	2024/10/31	事前	
令和6年10月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条 	事前	番号利用法等の一部改正法(令和6年5月27日施行)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	番号法第19条第8号、同法別表123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	事前	番号利用法等の一部改正法（令和6年5月27日施行）に伴う変更
令和6年10月31日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。	(※2) 番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。	事前	番号利用法等の一部改正法（令和6年5月27日施行）に伴う変更
令和8年1月9日	I 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	高等学校課長 並村 一	高等学校課長 麻植 隆久	事前	
令和8年1月9日	V 評価実施手続 ①実施日	2024/10/31	2026/1/9	事前	